

国立大学法人東京農工大学学則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学学則（16 経教 規則第2号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教規則第2号</p> <p>第1条～第26条 省 略</p> <p>（単位）</p> <p>第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。</p> <p>一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>二～三 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第27条～第31条 省 略</p> <p>（研究生）</p> <p>第32条 本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該教育部教授会等（技術経営研究科教授会を除く。）又は学部教授会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生については、別に定める。</p> <p>第33条～第55条 省略</p> <p>（入学資格）</p> <p>第56条 工学教育部及び生物システム応用科学教育部の博士前期課程並びに農学教育部の修士課程並びに技術経営研究科の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 大学を卒業した者</p> <p>二 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p>四 文部科学大臣の指定した者</p> <p>五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、各教育部において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者</p> <p>六 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</p> <p>2 工学教育部及び生物システム応用科学教育部の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学</p>	<p>第1条～第26条 省 略（現行どおり）</p> <p>（単位）</p> <p>第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容 をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。</p> <p>一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。<u>ただし、工学部生命工学科については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。</u></p> <p>二～三 省略（現行どおり）</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第27条～第31条 省 略（現行どおり）</p> <p>（研究生）</p> <p>第32条 本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等（技術経営研究科教授会を除く。）又は学部教授会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生については、別に定める。</p> <p><u>（博士特別研究生）</u></p> <p><u>第32条の2 本学において、本学の博士（後期）課程修了後、引き続き特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、当該学府教授会等（農学府及び技術経営研究科を除く。）において選考の上、博士特別研究生として入学を許可することができる。</u></p> <p><u>2 博士特別研究生については、別に定める。</u></p> <p>第33条～第55条 省略（現行どおり）</p> <p>（入学資格）</p> <p>第56条 工学府及び生物システム応用科学府の博士前期課程並びに農学府の修士課程並びに技術経営研究科の専門職学位課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一 大学を卒業した者</p> <p>二 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</p> <p><u>四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</u></p> <p><u>五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</u></p> <p><u>六 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</u></p> <p>七 文部科学大臣の指定した者</p> <p>八 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、各教育部において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者</p> <p>九 大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者</p> <p>2 工学府及び生物システム応用科学府の博士後期課程並びに連合農学研究科の博士課程に入学又は進学するこ</p>

することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 文部科学大臣の指定した者

四 大学院において個別の資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第57条～第86条 省略

(入学資格)

第87条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)で、18歳に達した者

八 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第88条及び第89条 省略

(編入学)

第90条 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学して退学した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上あることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第56条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- 五 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者
- 六 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

七 外国において学校教育における13年の課程を修了した者

2 前項に規定する者が編入学を願い出たときは、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可する。

とができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の教育制度において位置付けられた学校教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学院において個別の資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

第57条～第86条 省略(現行どおり)

(入学資格)

第87条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 四 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(学校教育法第56条第1項に規定する者に限る。)

七 文部科学大臣の指定した者

八 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)で、18歳に達した者

九 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第88条及び第89条 省略(現行どおり)

(編入学)

第90条 本学に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学して退学した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上あることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第56条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- 五 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所を卒業した者
- 六 学校教育法施行規則第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

七 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第56条第1項に規定する者に限る。)

八 外国において学校教育における13年の課程を修了した者

2 前項に規定する者が編入学を願い出たときは、当該学部教授会において選考の上、相当年次に入学を許可する。

3 編入学については、別に定める。

第91条～第111条 省略

附則 省略

別表第1（第47条関係）～別表第2（第53条関係） 省略

別表第3の1（第64条関係）

工学教育部の博士前期課程		
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻
生命機能工学 応用生物学 バイオソサエティ工学	物質応用化学 有機材料化学 システム化学工学 物質生物計測	システム基礎解析 設計生産システム 機械知能システム工学
物理システム工学専攻	電気電子工学専攻	情報コミュニケーション工学専攻
量子系工学 複雑系工学	電気電子システム工学 電子メディア工学 環境エネルギー工学	情報工学 情報環境工学 言語文化コミュニケーション学

別表第3の2（第64条関係）～別表7（第95条関係） 省略

別表第8（第98条関係）

教養科目の分類	単位数
基礎ゼミ	2単位
総合科目	2～4単位以上
分野別科目	6～10単位以上
人文社会科学科目	6～8単位以上
自然科学科目	0～4単位以上
リテラシー科目	6～8単位以上
スポーツ・健康科学科目	1～2単位以上

附則（18教規則第3号）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第32条の次に1条を加える改正規定は、平成18年3月27日から施行し、平成18年3月1日から適用する。この場合において、「当該学府教授会等（農学府及び技術経営研究科を除く。）」とあるのは、同年3月31日までの間に限り、「当該教育部教授会等（農学教育部及び技術経営研究科を除く。）」と読み替えるものとする。
- 平成18年3月31日に工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部（以下「旧教育部」という。）に在学する者は、国立大学法人東京農工大学研究部等の名称変更に伴う規則等の整理に関する規程の適用に伴い、国立大学法人東京農工大学学則第2条第2項に規定する工学府、農学府及び生物システム応用科学府に在学し、旧教育部を修了するため必要であった教育課程の履修を当該学府において行うものとする。
- 平成18年3月31日現在在学している者については、この規則及び国立大学法人東京農工大学研究部等の名称変更に伴う規則等の整理に関する規程の施行により改正される次の別表（工学府、農学府及び生物システム応用科学府の部分を除く。）にかかわらず、なお、従前の例による。
  - 別表3の1
  - 別表4
  - 別表7
  - 別表8
  - 別表9

3 編入学については、別に定める。

第91条～第111条 省略（現行どおり）

附則 省略（現行どおり）

別表第1（第47条関係）～別表第2（第53条関係） 省略（現行どおり）

別表第3の1（第64条関係）

工学府の博士前期課程		
生命工学専攻	応用化学専攻	機械システム工学専攻
生命機能工学 応用生物学 バイオソサエティ工学	物質応用化学 有機材料化学 システム化学工学 物質生物計測	システム基礎解析 設計生産システム 機械知能システム工学
物理システム工学専攻	電気電子工学専攻	情報工学専攻
量子系工学 複雑系工学	電気電子システム工学 電子メディア工学 環境エネルギー工学	情報工学 ユビキタス&ユニバーサル情報環境

別表第3の2（第64条関係）～別表7（第95条関係） 省略（現行どおり）

別表第8（第98条関係）

教養科目の分類	単位数
基礎ゼミ	2単位
総合科目	2単位
分野別科目	6～10単位以上
人文社会科学科目	6～8単位以上
自然科学科目	4単位以上
リテラシー科目	8単位以上
スポーツ・健康科学科目	1～2単位以上（3単位まで）